

お取引時の確認について

平素は大阪信用金庫をお引き立て賜り厚く御礼申し上げます。

さて、このたび「犯罪による収益の移転防止に関する法律」(以下、「同法」といいます。)が改正されました。これに伴いまして、平成25年4月1日以降、従来の本人確認(氏名・住所・生年月日等)に加えて、職業(法人のお客様の場合は事業内容)やお取引の目的等も確認させていただくことになりました(これらを「お取引時確認」といいます)。

「お取引時確認」ができない場合、お取引をお断りすることがございます。

お客様にはお手数をお掛けいたしますが、何卒ご理解とご協力をお願い申し上げます。

「お取引時確認」が必要な主な取引

犯罪収益移転防止法に基づき、次のお取引時に「お取引時確認」をさせていただきます。

1. 口座開設、貸金庫、保護預りなどのお取引を開始される時
2. 200万円を超える大口の現金・持参人払式小切手の入出金・外貨両替をされる時
3. 10万円を超える現金でのお振込、公共料金等の払込み(*)などのお取引をされる時
4. 融資取引をされる時

* 国や地方公共団体への各種税金・料金の納付を除きます。

一部のお取引は、平成25年4月1日より前に、お客さまに確認させていただく場合があります。

また、これらのお取引以外にもご本人さまの確認をすることがありますので、ご協力をお願い申し上げます。

「お取引時確認」の確認事項および確認書類

	確認事項	確認書類(原本をお持ちください)
個人のお客さま	氏名・住所・生年月日	運転免許証 健康保険証 国民年金手帳 旅券(パスポート) 在留カード 等のうち いずれか ご本人以外の方が来店された場合には、ご本人 の確認書類のほか、来店された方について氏 名・住所・生年月日とあわせて、ご本人のため に取引を行っていることを書面等で確認させ ていただくほか、当金庫所定の方法による確認 をお願いすることがあります。
	職業	お持ちいただくものはありません(窓口等で確認 させていただきます)
	取引を行う目的	

	確認事項	確認書類（原本をお持ちください）
法人のお客さま	名称、本店や主たる事務所の所在地	登記事項証明書 印鑑登録証明書 等 作成後6カ月以内のものをお持ちください
	来店された方の氏名・住所・生年月日等	上記の「個人のお客さま」に記載されている確認書類、および法人のお客さまのために取引を行っていることを確認できる書面等（社員証等、但し名刺は不可）
	事業内容	登記事項証明書 定款 等
	取引を行う目的	お持ちいただくものはありません（窓口等で確認させていただきます）
	議決権保有比率が25%超の方の有無とその方の氏名・住所・生年月日	お持ちいただくものはありません（窓口等で確認させていただきますので、あらかじめご確認のうえご来店ください）

新規に法人口座を開設されるお客さまへ

当金庫におきまして、口座開設にかかる確認作業をさせていただき、後日、結果をご報告申し上げます。したがって、お申込みから口座開設まで数日を要することがございますのでご了承ください。

また、お申込みにお応えできず、口座開設をお断りする場合もございますので、あらかじめご了承ください。